



令和
8年度

名古屋市人権強調月間記念行事

みんなで楽しむ映画会

8月は「名古屋市人権強調月間」「名古屋市多文化共生推進月間」です！

参加費
無料

当日
失着順

8月22日
どようび
(土)
14:00～
(開場13:30)



日本語字幕、日本語音声ガイド※あり
※日本語音声ガイド・映画のシーンに合わせて、情景描写などストーリーに必要な情報を伝える音声ガイがセリフ同様会場内に流れます。あらかじめご了承ください。

出演

よしざわりょう
吉沢 亮
おしだり あ き こ
忍足亜希子
いまい あきと
今井彰人
ユースケ・サンタマリア
からすま
烏丸せつこ
でんでん ほか

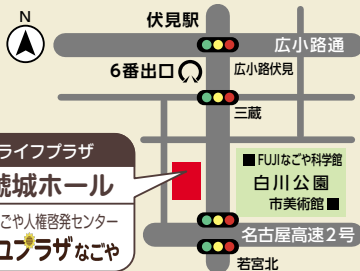
©五十嵐大／幻冬舎 (C) 2024 「ぼくが生きてる、ふたつの世界」製作委員会

映画『ぼくが生きてる、ふたつの世界』

上映時間105分

※満員になった場合は、入場をお断りさせていただきます。

宮城県の小さな港町。耳の聞こえない両親のもとで愛情を受けて育った五十嵐大にとって、幼いころは母の通訳をすることも普通の日常だった。しかし、成長するとともに、周囲から特別視されることに戸惑いやいら立ちを感じるようになり、母の明るさすら疎ましくなっていく。複雑な心情を持て余したまま20歳になった大は逃げるように上京し、誰も自分の生い立ちを知らない大都会でアルバイト生活を始めるが――



対象 しないざいじゅう ざいきん ざいがく かた
市内在住・在勤・在学の方

定員 750人 当日先着順

会場 鯉城ホール
住所 中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ5階
アクセス 地下鉄「伏見駅」6番出口より南へ350m

★駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
★館内での飲食はご遠慮ください。★時間や内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
★中止の場合、ソレイユプラザなごや公式ウェブサイト、名古屋おしえてダイヤルに中止のお知らせを掲載します。
★ご参加にあたり配慮が必要な方はあらかじめ申し出ください。

問い合わせ



なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ12階
☎ 052-684-7017 FAX 052-684-7018
Email a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp
URL https://www.jinken.city.nagoya.jp
休館日：月曜日(休日の場合はその直後の平日)／開館時間：午前9時～午後5時

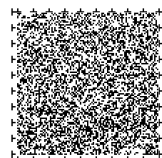
Website



X (旧Twitter)



主催 名古屋市・名古屋市教育委員会



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

ご案内



じんけんけいはつ
なごや人権啓発センター

ソレイユプラザなごや



ソレイユ博士

ソレイユプラザなごやでは市民の皆さま一人ひとりが人権問題を身近に感じ、行動できるきっかけとなるよう、様々なイベントを開催しています。また、車いす体験や高齢者、妊婦などの様々な立場の人の疑似体験ができます。みて、ふれて、体験して、楽しみながら人権についてのいろいろなことを知ることができる施設です。お気軽にお越しください。



イベントのお知らせ

7/18～8/30 まで
「伏見!!夏のスタンプラリー」を
開催中!

伏見にある6つの施設をまわって、
スタンプを集めよう! ゴールのソレイユ
プラザなごやで景品と交換できるよ。

スタンプ3個から景品がもらえます



子ども向けイベント

● パラスポーツ体験デー

「ボッチャ」「パラアーチェリー」「ゴールボール」を
開催予定! 楽しみながら体験してみましょう!

※あらかじめお申込みが必要なイベントがあります。

詳しくはソレイユプラザなごや公式ウェブサイトをチェックしてください!



人権相談窓口のご案内

法務省「みんなの人権 110 番」(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110 (平日 8:30 ~ 17:15)

「インターネット人権相談」のメールや LINE でも相談可能です。

このほか、なごや人権啓発センター「ソレイユプラザなごや」(052-684-7017)でも人権問題に関する一般的な相談、情報提供や相談窓口のご案内を行っています。

様々な差別の解消に向け制定された法律

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 4 月 1 日施行、 令和 6 年 4 月 1 日改正法施行

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

●「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成 28 年 6 月 3 日施行

不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

●「部落差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 12 月 16 日施行

現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、この差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

